

駆除をしない させない 法律へ

要望書

【動物の愛護及び管理に関する法律】

【動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針】

人と動物との共生を目指し

次の通り改正していただけますよう要望します

令和4年10月 Ver.3

NPO 法人 グリーン Net

〒513-0835 三重県鈴鹿市平野町 1360 - 7

電話 090-1786-0791

動物の愛護及び管理に関する法律

令和元年 6 月改正

第4節 周辺の生活環境の保全等に係る措置

第 25 条

都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

※二重下線 : 令和元年の改正で追加

要望1. 「給餌若しくは給水」について

給餌給水における制限の対象は、「飼料の残さの不適切な処理」以外は相当性がありません。環境省令で定められた事態についても、因果関係が認められない事態は除外するなど、明確性と適合性を担保してください。

【理由】

1. 予見・対策できない要件があり、過度の広汎性があります

給餌給水を行っている者が、本則に挙げられている事態(騒音、悪臭、毛の飛散、昆虫の発生等)を予見するは困難です。通常予見できない事態には対策を講じることもできません。人権に対する制約は、必要かつ最小限でなければならないものの、このような予見できない事態を足かせにすることで不当に委縮させ、事前に行動を抑制する恐れがあります。

三重県では、動物への給餌給水に対し、本条文を用いた啓発チラシが配布されました。(※) 給餌行為に過度な条件を課そうとするもので、給餌することを躊躇してしまうような文面です。このような問題は、本条文の過度の広汎性が要因と考えます。

※「エサの与え方に注意しましょう！」三重県津保健所衛生指導課

2. 環境省令の多くに因果関係が認められない

環境省令で定められた「事態」は、動物に元々備わっている習性・性質のために解決に至らないものが多く、目的の手段として妥当ではありません。実際、生活環境に著しく支障を及ぼすような「事態」なのか、給餌給水の起因によるものなのか、どのようなデータに基づくものなのか、実質的観点に立って検証し、必要性・相当性についても見直しが必要と思われます。

一 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音

→ 給餌給水が要因になるとは考え難い。

二 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気

→ 外で暮らす動物には、多数の給餌者が存在することや、一定の場所に留まらない習性もあり、糞尿その他の汚物と給餌給水の因果関係を特定することは現実的に困難。たとえ給餌活動を止めさせたとしても動物の習性から事態が無くなる可能性は低くその責務を課すことにおいても妥当ではない。

三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛

→ 給餌給水により毛が飛散するものではなく、因果関係を特定することは現実的に困難。

四 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

→ 給餌給水により、ノミが屋外の環境で大量発生するものではなく、因果関係を特定することは現実的に困難。

第4章 都道府県等の措置等(犬及び猫の引取り)

第35条 3項 [読み替え済]

都道府県等その他政令で定める市は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合これを引き取らなければならない。周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合、その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

※二重下線 = 令和元年の改正で追加

要望2. 所有者の判明しない猫の引取り業務について

『周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合として環境省令で定める場合』の規定を削除し、駆除目的に捕獲された猫と推認される場合は引き取りを拒否できるよう改め、明文化してください。

【理由】

1. 所有権侵害

当該動物に所有者がいけないとは断定できず、所有権を侵害する恐れがあります。(器物損壊罪 刑法第261条)

2. 本法の目的・基本原則に反する

駆除を義務としている本条は、目的(第1条)、基本原則(第2条)に反しており、当該動物を処罰対象とする措置は不当と考えます。不服を申立てる手段もない犬猫が、不当な扱いを受けることのないよう、引き取り事由を「明白な緊急を要する保護目的」とするなど、合理的事由を根拠とすることが妥当と思われま

3. 他の手段が存在し、必要性・相当性が認められない

駆除という方法は短絡的であり、一時しのぎにしかありません。公的支援の下、給餌者と連携して繁殖抑制に努めるなど、駆除によらない方法で対処しなければならないと考えます。

併せて、被害迷惑と言われる糞尿、あらゆる行動は、生き物の性質・習性です。被害迷惑と捉えず、理解し、受け入る寛容さを育む啓発が必要です。

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

最終改正:令和2年環境省告示第53号

第2 今後の施策展開の方向

2号(3) 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止

② 講ずべき施策

- イ 生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについての普及啓発の強化や、地域猫活動に対する理解の促進等を通じ、所有者等のいない子犬及び子猫の発生を防止するための取組を推進すること。

※ 令和2年度新設

要望3. 所有者不明の犬又は猫に対する給餌について

「所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについての普及啓発の強化」を削除してください。

【理由】

1. 人権侵害

給餌活動は飢餓から救うために必要不可欠であり、その奉仕活動は尊重されなければならないと考えます。また、施策の一つに挙げられている地域猫活動においても給餌活動が無ければ成り立たず、その役割は非常に大きく重要です。もっとも、不妊手術まで行うのか、どこまで、何をするかは個人の判断に委ねられています。したがって、「後先考えない」との表現は不適切と考えます。

また、「後先考えない無責任な餌やり行為」との表現は抽象的であり、餌やり行為自体が悪であるかのような印象を与えます。抽象的であるゆえに、給餌者が不当に責任を負わされたり、非難・中傷されるような人権侵害も生じる恐れがあります。

今後の取り組みについて

給餌者の多くは、繁殖制限のための財政面の支援、人的な支援を求めています。国レベルでは共生の取り組みである地域猫活動が推進されているものの、問題となるケースの多くは、必要な支援が行き届いていない状況にあります。

自治体により支援の充実度にもかなりの差があるようです。すべての自治体が抑止から支援へシフトし、さらに共生の取り組みが充実するように、確かな法整備を望みます。

関係法令

■動愛法施行規則 第12条(周辺の生活環境が損なわれている事態)

法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが、周辺地域の住民(以下「周辺住民」という。)の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。

- 一 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 二 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

■動愛法 第1条 (目的)

この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵かん養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする

■動愛法 第2条(基本原則)

動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2項 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

■刑法 第261条 (器物損壊等)

(略)他人の物を損壊し、又は障害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。